

公立・私立保育園の役割分担

(新潟市保育園再編 基本・実施計画 (平成 19~26 年度) より)

【基本計画】

保育園運営に関しては、国が示す「保育指針」をもとに、保育の実践にあたっての指標となる「保育計画」を市独自で定め、保育をとりまく環境の変化に対応しながら、公立・私立保育園が一体となって、子どもたち一人ひとりに配慮した保育を行ってきました。

今後は、今までの公立・私立を問わない質の高い保育サービスの提供を確保しながら、多様化する保育ニーズに迅速に対応するため、計画期間内においては、公立・私立それぞれの長所や有効性を発揮させることを主眼とした役割分担などにより保育施策の更なる充実を図ります。

ただし、将来的には、公立・私立保育園で差のない、より質の高い保育サービスの提供を目指していきます。

なお、児童虐待の予防・早期発見や子どもの事故防止については、職員の資質向上、区役所・児童相談所など関係機関との連携、園同士の情報の共有化などにより、すべての園で取り組んでいきます。

【実施計画】

地域での配置バランスなどを考慮しながら、公立・私立それぞれの長所や有効性を発揮させることを主眼とした役割分担などにより、保育施策の更なる充実を図ります。

ア 公立保育園の役割

【基本計画】

公立保育園は、関係機関や団体などとのネットワークを活かし、保育園の機能を十分に発揮させ、保育サービスの提供だけでなく、一時保育や子育て支援機能の充実を図りながら、地域全体で子育てを行う仕組みづくりに取り組むなど、在宅児を含めた子育て支援の中心的施設としての役割を担っていきます。

特に、地域の核となる保育園を「基幹保育園(※)」として位置づけ、指導保育士とともに、子育て情報の集約や発信、関係機関との連携を図るほか、障がい児保育や外国籍児童の保育について、これまでのノウハウを活かし、保育園の相談窓口として、公立・私立保育園すべての保育水準の向上に寄与していきます。

なお、私立保育園での運営が難しい地域においては、公立保育園において保育を実施していきます。

【実施計画】

公立保育園では、保育サービスの提供だけでなく、障がい児への支援や一時預かりなど、子育て支援機能の充実を図りながら、地域全体で子育てを行う仕組みづくりに取り組みます。

地域の核となる「基幹保育園」については、区の実情に合わせた施策の展開を行うため、役割・機能の明確化を図りながら、各区に設置するための検討を進めます。

イ 私立保育園の役割

【基本計画】

私立保育園は、それぞれの法人の判断で、より柔軟な運営や迅速な対応ができることから、地域に密着し、保育園ごとの特色を活かし、保護者から必要とされる多様な保育サービスの提供や子育て支援事業の展開を行っています。

今後、行政機関などと連携を図りながら、その有効性を活かし、地域の子育て支援事業、延長保育、休日保育などを積極的に推進します。

また、私立保育園の視点から、新たなサービスを企画・立案し、行政に提言していきます。

【実施計画】

私立保育園では、地域に密着し、保育園ごとの特色を活かし、保護者から必要とされる多様な保育サービスの提供や子育て支援事業の展開を行います。

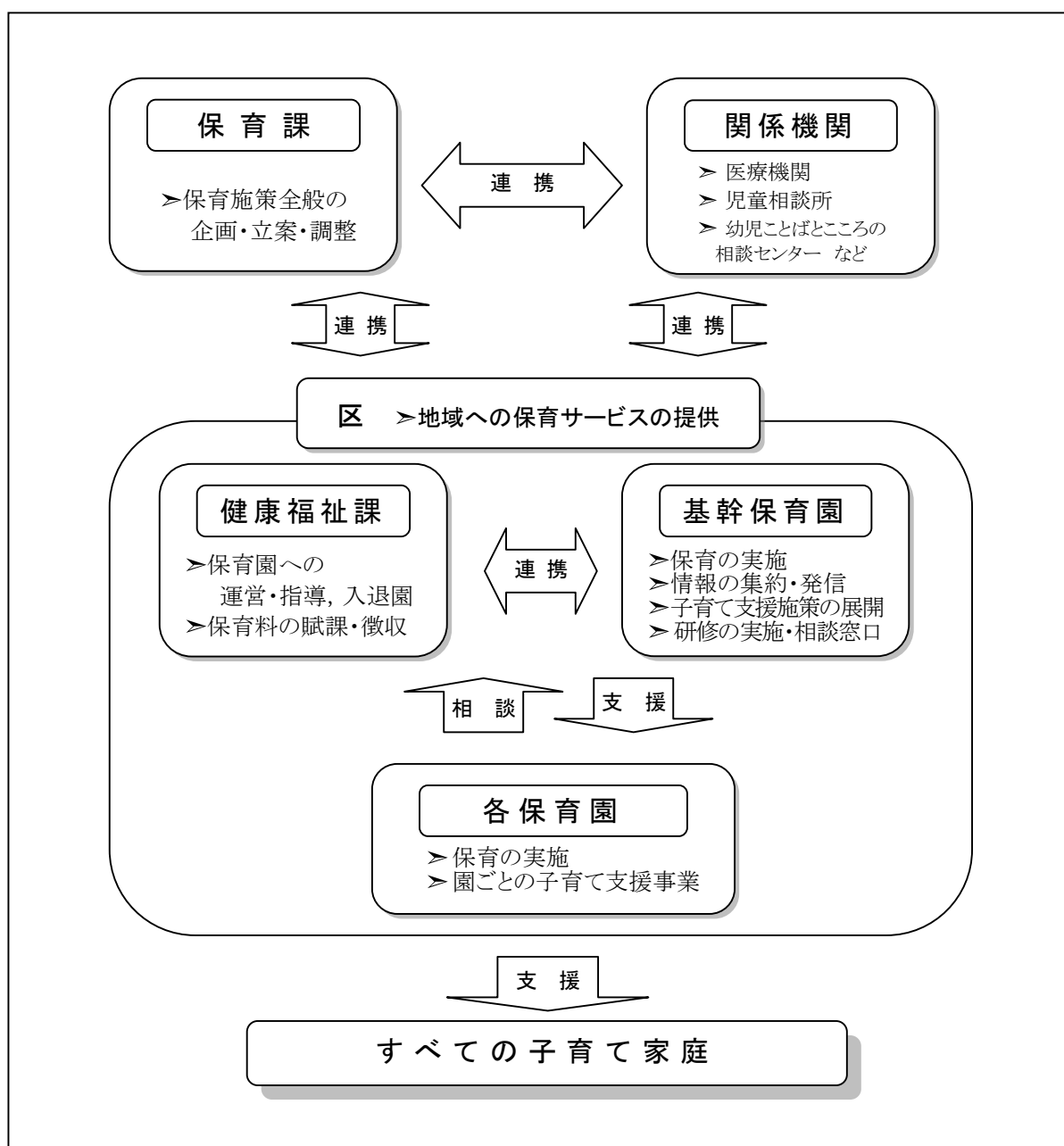
基幹保育園について

○基幹保育園とは (新・すこやか未来アクションプランより)

通常の保育を行うほか、区や関係機関との連携を図りながら、地域における保育の実情や課題を把握し、保育情報の発信、ニーズに即した保育、子育て支援事業の展開を図ることを目的に、区に1園程度の整備を進めていきます。

また、すべての保育園の質を向上させるため、区と連携を図りながら研修などによる専門性の高い人材育成を行います。

○基幹保育園を含めた保育園の連携イメージ (新潟市保育園再編実施計画より)



民営化の考え方について

(新潟市保育園再編 実施計画 (平成 19~26 年度) より)

○公立保育園の民営化

公立保育園の民営化は、「行政改革プラン2010」、「民間委託等の推進方針」により、民間活力の積極的導入の観点から推進することとしています。

民営化にあたっては、地域における保育ニーズや役割分担、公立・私立保育園の配置バランス、統廃合や老朽化など施設整備の必要性なども考慮しながら対象保育園を選定するとともに、移行の際は、関係者と十分な協議を行うなど、行政責任を確保しながらすすめます。

(1) 民営化のポイント

- a 地域の保育ニーズが高く、さらなる保育サービスの充実が必要とされていること
⇒ 乳児・延長保育の拡大、通園バスの運行など
- b 公立・私立保育園の地域的配置バランスが確保できること
⇒ 公立保育園の役割の明確化、地域における保育園の選択肢の広がり
- c 将来にわたり入園児童の充足が見込まれること
⇒ 将来にわたる安定した運営による質の高い保育の提供
- d 施設の建替え等が必要とされること
⇒ 民間事業者のノウハウにより、独自性のある保育環境を整備

(2) 民営化の方式

保育園運営や施設整備について、民間事業者が自身の判断で柔軟に対応できるよう、施設も含め民間へ移管する「民設民営」を基本とします。

(3) 民営化にあたって

- a 関係者に対し、目的や事業計画について十分な説明を行います。
- b 移管先は、保育園運営に実績のある民間事業者とします。
- c 保育の質を確保し、サービスの向上が図られるよう、優良な事業者を選定します。
- d 移管先の選定については公募を基本とし、第三者評価を実施するほか、保育目標、保育内容、資金計画及び経理状況などを総合的に評価します。
- e 移管先決定後は、市、保護者、事業者などにより、移管条件や保育内容、引継ぎ等について具体的な協議を行い、事業内容に反映します。
- f 移管にあたっては、保護者や児童の負担が最小限になるよう努めるとともに、移管後についても十分な支援を行います。